

長崎県公立大学法人職員退職手当規程

〔平成17年4月1日〕
規 程 第 12 号

改正 平成19年3月28日規程第7号
改正 平成25年3月13日規程第8号
改正 平成27年3月11日規程第66号
改正 平成27年9月28日規程第82号
改正 平成28年3月14日規程第28号
改正 平成30年3月28日規程第29号
改正 令和5年3月31日規程第23号
改正 令和6年2月28日規程第2号
改正 令和6年6月28日規程第13号
改正 令和7年5月16日規程第27号

（目的）

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号。以下「職員就業規則」という。）第55条の規定に基づき、職員就業規則の適用を受ける職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（退職手当の支給）

第2条 この規程の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（職員就業規則第25条の規定により再雇用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 職員を故意に死亡させた者
 - (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

追加 [平成27年規程第82号]

（退職手当の支払）

第3条 次条及び第11条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第15

条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 この規程の規定による退職手当の支払は、その支給を受けるべき者の申出により、口座振込みの方法により行うことができる。

一部改正〔平成19年規程第7号〕

(一般の退職手当)

第3条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第8条まで及び第11条から第11条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第11条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

追加〔平成19年規程第7号〕

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は退職の日におけるその者の給料の月額(給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

- 2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第6条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第16条第1項各号に掲げるものを含む。)、又は職員就業規則第2条規定する事務職員(公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年長崎県条例第4号)に基づき、長崎県から長崎県公立大学法人(以下「法人」という。)に派遣された事務職員(以下「派遣職員」という。)を除く。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者、100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者、100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者、100分の90

一部改正〔平成19年規程第7号〕 一部改正〔平成27年規程第82号〕

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員就業規則第23条の規定により退職した者(同規則第24条第1項の期限又は同条第2項及び第3項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含み、事務職員(派遣職員を除く。))を除く。)、就業規則第8条第1項に規定する任期制教員のうち定められた雇用の期間を満了して退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長が承認したものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務場所の移転により退職した者であって理事長が承認したものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給

料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

一部改正 [平成19年規程第7号、平成25年規程第8号]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

- 第6条 組織若しくは定数の改廃若しくは予算の減少のため廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって理事長が承認したもの、業務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員就業規則第23条の規定により退職した者(同規則第24条第1項の期限又は同条第2項及び第3項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)、就業規則第8条第1項に規定する任期制教員のうち定められた雇用の期間を満了して退職した者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務場所の移転により退職した者であって理事長が承認したものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

一部改正 [平成19年規程第7号、平成25年規程第8号]

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

- 第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、

次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第13条第1項に規定する地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第12条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第16条第1項若しくは第18条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第14条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第13条第1項に規定する地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第13条第1項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 前2号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が認める在職期間

追加〔平成19年規程第7号〕 一部改正〔平成27年規程第82号〕

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第7条 第6条第1項に規定する者（25年以上勤続し、勤務場所の移転により退職した者であって理事長の承認を得たものを除く。）のうち、定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第6条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

一部改正〔平成19年規程第7号〕

（任期制教員の場合の退職手当の基本額）

第8条 第4条から前条までの規定にかかわらず、職員就業規則第8条第1項に規定する任期制教

員がその者の都合により退職した場合の退職手当の基本額は、その者の勤続期間を次の各号に区分して、退職日給料月額に、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1年以上4年以下の期間については、1年につき100分の60
- (2) 5年の期間については5
- (3) 6年以上9年以下の期間については、1年につき100分の60に5を加算
- (4) 10年の期間については10
- (5) 11年以上14年以下の期間については、1年につき100分の60に10を加算
- (6) 15年の期間については19.375
- (7) 16年以上19年以下の期間については、1年につき100分の60に19.375を加算
- (8) 20年の期間については30.55
- (9) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の60に30.55を加算
- (10) 25年の期間については41.34
- (11) 26年以上29年以下の期間については、1年につき100分の60に41.34を加算
- (12) 30年の期間については50.7
- (13) 31年以上34年以下の期間については、1年につき100分の60に50.7を加算
- (14) 35年以上の期間については59.28

一部改正〔平成19年規程第7号〕

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第9条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第10条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長が別に定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第11条 第4条から第7条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

一部改正〔平成19年規程第7号〕

第11条の2 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第6条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

追加〔平成19年規程第7号〕

第11条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条	第4条から第7条	第7条の規定により読み替えて適用する第6条

	まで	
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の
第11条の2	第6条の2第1項の	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	同項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第11条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第11条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号イ	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

追加〔平成19年規程第7号〕

(退職手当の調整額)

第11条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日に属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(職員就業規則第17条第1項第1号の規定による休職(業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。)、職員就業規則第46条及び第47条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。))のうち理事長が定めるものを除く。))ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。))のうちその額が最も多いものから順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円

- (6) 第 6 号区分 27,100円
- (7) 第 7 号区分 21,700円
- (8) 第 8 号区分 零
- 2 退職した者の基礎在職期間に第 6 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第 1 項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合退職者（第 4 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が 1 年以上 4 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
 - (3) 自己都合退職者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のもの 第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額
 - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が 9 年以下のもの 零
- 5 前各項に定めるもののほか、この条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が定める。

追加 [平成19年規程第 7 号] 一部改正 [平成27年規程第66号]

（一般の退職手当の額に係る特例）

- 第11条の 5 第 6 条第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第 3 条の 2、第 6 条、第 6 条の 2 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。
- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270
 - (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
 - (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
 - (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540
- 2 前項の基本給月額は、長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成 17 年規程第 11 号。以下「職員賃金規程」という。）の規定により賃金が給料及び扶養手当に区分して支給される職員については、これらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が別に定める額とする。

追加 [平成19年規程第 7 号]

（勤続期間の計算）

- 第 12 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 職員が退職した場合（第 16 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前 2 項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
 - 4 前 3 項の規定による在職期間のうちに休職月等が 1 以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数（職員が理事長の許可を受けて労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）の適用を受ける労働組合の役員として専ら従事する場合で現実に職務に従事することを要しなかった期間についてはその月数）を前 3 項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 5 職員就業規則第8条に規定する任期制教員（以下「任期制教員」という。）が、その任期が満了した際、再任若しくは昇任により引き続き職員となったとき又は職員就業規則第8条の2の規定に基づき、期間の定めのない労働契約に転換したときは、当該任期制教員の最初の労働契約の始期から退職の日までにおける期間を引き続いた在職期間とする。
- 6 職員就業規則第8条第3項に規定する期間の定めのない労働契約を締結している承継教員が、法人設立後において任期制教員となったときは、当該承継教員の雇用契約の始期から退職の日までにおける期間を引き続いた在職期間とする。
- 7 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 8 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合又は、引き続いた在職期間が1年未満の職員における勤続期間の計算については、適用しない。

一部改正〔平成19年規程第7号、令和6年規程第13号〕

（地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例）

- 第13条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体（退職手当の関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方公共団体に使用される者としての在職期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）若しくは、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該公庫等を使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該公庫等の職員としての在職期間に通算することと定めている公庫等に限る。）又は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該地方独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての在職期間を当該地方独立行政法人の職員としての在職期間に通算することと定めている地方独立行政法人に限る。）に使用される者（以下「地方公務員等」という。）となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職した後、引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 前項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
 - 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

- 第14条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

一部改正〔平成27年規程第82号〕

（定義）

- 第15条 この条から第21条までにおいて、懲戒解雇等処分とは、職員就業規則第47条の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

全部改正〔平成27年規程第82号〕

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が長崎県公立大学法人に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者

(2) 職員就業規則第26条第1項の規定により解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項の規定により公示をもって通知に代えることができる。この場合においては、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

全部改正〔平成27年規程第82号、令和6年規程第2号〕

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが長崎県公立大学法人に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った場合であって、次の各号のい

ずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を行った場合であって、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

全部改正〔平成27年規程第82号〕

一部改正〔平成28年規程第28号、令和7年規程第27号〕

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し懲戒解雇処分（以下「定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。
 - (3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職

手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

全部改正 [平成27年規程第82号、令和 5 年規程第23号]

一部改正 [令和 7 年規程第27号]

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたとき。
 - (3) 理事長が、当該退職をした者（定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

全部改正 [平成27年規程第82号、令和 5 年規程第23号]

一部改正 [令和 7 年規程第27号]

(遺族の退職手当の返納)

第20条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第16条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

全部改正 [平成27年規程第82号]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分

を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第3項又は前条第2項に規定する意見聴取のための通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再雇用短時間勤務職員に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から前項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
- 7 第16条第2項並びに第19条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

全部改正〔平成27年規程第82号、令和5年規程第23号〕

一部改正〔令和7年規程第27号〕

（退職手当審査会への諮問）

- 第22条 理事長は、第18条第1項第3号若しくは第2項、第19条第1項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、長崎県公立大学法人退職手当審査会（以下「退職手当審査会」という。）に諮問しなければならない。
- 2 退職手当審査会は、理事長の諮問に応じ、退職手当の支給制限等の処分について、調査審議を

行うものとする。

- 3 退職手当審査会は、第18条第2項、第20条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 退職手当審査会の組織及び委員その他の退職手当審査会に関し必要な事項については、別に定める。

全部改正 [平成27年規程第82号]

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第23条 職員が退職した場合（第16条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

全部改正 [平成27年規程第82号]

(補則)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成27年規程第82号]

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の職員となった者の第12条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県規則第8号）（以下「退職手当条例」という。第2条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 当分の間、35年以下（第6項の規定に該当する退職をした者にあつては10年以上25年未満）の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第11条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

一部改正 [平成25年規程第8号、平成27年規程第66号、平成30年規程第29号]

- 4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第6条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

一部改正 [平成25年規程第8号]

- 5 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算し

て得られる額とする。

一部改正〔平成25年規程第8号、平成27年規程第66号〕

- 6 平成7年12月22日に退職手当条例第2条第1項に規定する職員として在職していた職員（同日に長崎県職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて長崎県職員となった者を含む。）のうち10年以上25年未満の期間勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合又は定年に達したことにより退職した場合（定年に達した者で職員就業規則第24条第1項の期限又は同条第2項及び第3項の規定により延長された期限の到来により退職する場合を含む。）にあっては、第6条に該当する場合のほか、平成27年3月31日までの間、第6条による退職手当を支給する。

一部改正〔平成25年規程第8号〕

- 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で理事長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第11条の5第2項に規定する職員賃金規程の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして理事長が定めるものについては、この限りでない。

附 則（平成19年3月28日規程第7号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年3月28日から施行し、平成18年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（退職手当に係る経過措置）

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が適用日以後に退職することによりこの規程による改正後の職員退職手当規程（以下「新規程」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が適用日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この規程による改正前の職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第4条から第8条まで、第11条及び附則第3項から第6項までの規定により計算した額（当該勤続年数が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は業務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧規程第6条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧規程附則第3項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で業務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、新規程第3条の2から第8条まで及び第11条から第11条の5まで並びに附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

一部改正〔平成25年規程第8号、平成30年規程第29号〕

- 3 職員が適用日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が適用日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧規程第4条から第8条まで、第11条及び附則第3項から第6項までの規

定により計算した退職手当の額（以下「旧規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規規程退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新規規程第11条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新規規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

(2) 適用日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新規規程第11条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新規規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新規規程第11条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新規規程等退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

附 則（平成25年3月13日規程第8号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（長崎県公立大学法人職員退職手当規程の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員退職手当規程（以下この項において「新規規程」という。）附則第3項（新規規程附則第5項においてその例による場合を含む。）及び第4項の規定の適用については、新規規程附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

3 第2条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員退職手当規程の一部を改正する規程附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成25年9月30日までの間においては「100分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成25年9月30日までの間においては「104分の98」と、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

附 則（平成27年3月11日規程第66号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日規程第82号）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日規程第28号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規程第29号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年3月28日から施行する。

（長崎県公立大学法人職員退職手当規程等の一部改正に伴う経過措置）

2 平成30年3月31日までに退職した者（長崎県公立大学法人職員就業規則（平成17年規則第5号）第23条の規定により退職した者に限る。）に係る次に掲げる規定の適用については、第1号の規定中「100分の83.7」とあるのは「100分の84.5」と、第2号の規定中「100分の83.7」とあるのは「100分の84.5」と、「100分の83.7」とあるのは「104分の84.5」とする。

- (1) 第1条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員退職手当規程附則第3項
- (2) 第2条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員退職手当規程の一部を改正する規程附則第2項

附 則（令和5年3月31日規程第23号）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 長崎県公立大学法人職員賃金規程附則第2項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 3 60歳に達した日以後の最初の3月31日に定年の事由により退職したものとした場合（以下「旧定年退職」という。）に、第6条の2の適用を受けることとなる職員（教員を除く）が、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に退職する場合の退職手当額については、この規程に基づき計算した退職手当の額又は旧定年退職における退職手当の額のうち、いずれか高い額とする。

附 則（令和6年2月28日規程第2号）

この規程は、令和6年2月28日に施行する。

附 則（令和6年6月28日規程第13号）

この規程は、令和6年7月1日に施行する。

附 則（令和7年5月16日規程第27号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の長崎県公立大学法人職員退職手当規程第17条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第19条第4項並びに長崎県公立大学法人職員退職手当規程第19条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。